

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます!

氏名 番号 太郎
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
平成 性別 男
個人番号カード
追記欄に旧姓が追記されます(記載例)
旧氏 □□ 令和元年11月5日
ここに旧姓が入ります!

氏名 番号 [○○] 花子
住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地
平成元年 3月31日生 性別 女
ここに旧姓が入ります!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓が入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます!



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!

